

## 地方議会議員年金制度の見直し案についての本会の考え方

平成 21 年 12 月 4 日  
全国市議会議長会  
市議会議員共済会

総務省が設置した地方議会議員年金制度検討会の第 4 回検討会（11 月 2 日）において示された「給付と負担の見直し案」についての本会の考え方は次のとおりである。

### 1 議員年金の役割

- ・ 地方議会議員年金は、地方議会議員の職務の重要性等に鑑み、政策的に設けられた互助年金である。
- ・ 厚生労働省の調査による老齢年金受給者の年間総収入は、407 万円であるが、今回検討会が行った議員年金受給者の生活実態調査によれば、議員年金受給者の年間総収入は、418 万円であり、このうち議員年金が 4 分の 1 の 103 万円で、議員年金を除くと年間総収入額は、315 万円となり、一般の老齢年金受給者の収入を大幅に下回ることとなる。
- ・ 議員年金は、現実には、地方議会議員退職者及びその遺族の老後の生活を保障する重要な役割を果たしている。また、地方議会議員が在職中に安心して議員活動に専念するためにも退職後の生活の安定を支えるための制度が不可欠である。このことから議員年金制度の安定的維持が求められる。

## 2 検討会における本会の主張

市議会議員及び町村議会議員の年金財政が悪化し、平成 23 年度にその破綻が見込まれるなかで設けられた今回の検討会において、これまで本会としては、次のとおり主張してきた。

- ・ 市町村議会議員年金財政がこのように悪化した最大の要因は、平成の大合併により極めて短期間のうちに議員年金の担い手である市町村議会議員が 4 割減少し、年金受給者が 2 割増加したことによるものである。合併特例法では、このような事態に対し「国は、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずる」としており、年金財政悪化の合併影響分については、合併特例法に規定するとおり、国はその責任を果たすべきこと。
- ・ 平成 14 年及び平成 18 年の 2 度にわたる給付と負担の見直しにより、給付は既に 3 割引き下げられるとともに、市町村議会議員の掛金率は 16% に引き上げられており、給付の削減及び負担は、既に限界に達していること。
- ・ 議員年金は、原則、議員負担 6 割、公費負担 4 割となっているが、このことが議員年金財政の構造が脆弱となる要因となっており、他の公的年金制度と同様、議員負担と公費負担の割合を 5 対 5 とすること。
- ・ 平成の大合併前と比較すると、市町村議会議員数が 4 割減少したことにより、毎年、議員報酬だけで 1,100 億円以上の節減となっていること。

### 3 検討会で示された見直し案についての見解

11月2日の第4回検討会に総務省から示された「給付と負担の見直し案」のA案及びB案、並びに「廃止する場合の考え方」についての本会の見解は次のとおりである。

#### 「A案」について

- ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分（約1,883億円）の7割しか措置されていないこと。
- ・ 掛金率の引上げが1.5%、特別掛金率の引上げが5.5%と議員負担が大きいこと。
- ・ 給付の引下げが10%と大きいこと。
- ・ A案では合併影響分が7割しか措置されていないことから、残り3割分を議員負担及び給付の引下げで対応しようとするものであり、これは、合併特例法で定める国の責任を果たしていないこと。

#### 「B案」について

- ・ 平成の大合併による年金財政への影響については、未措置分（約1,883億円）を全額措置することとし、激変緩和負担分を4.5%から14%へと大幅に引き上げていること。
- ・ 掛金率が1%、特別掛金率が2.5%引き上げられていること。
- ・ 給付が5%引き下げられていること。
- ・ B案では合併影響分を全額措置することとしていることは評価できるが、議員負担と公費負担の6対4の原則を維持することとされており、そのため、掛金率の引上げや給付の引下げが行われていることは、これまでの本会の主張に沿っていないこと。

## 「廃止する場合の考え方」について

- ・ 地方議会議員年金を廃止する場合の手立てについては、平成 18 年の国会議員年金の廃止の例にならうとされていること。
- ・ 受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、国会議員年金の廃止の例にならば、掛金総額の 63%ではなく 80%とすべきであること。

## 4 結論

- ・ 地方議会議員退職後の年金受給者にとって、議員年金はその収入の 4 分の 1 を占めており、仮に議員年金がないとしたならばその収入は一般の老齢年金受給者の 8 割にも満たず、老後の生活に多大な支障が生じることが予想される。このことから、議員年金制度は、基本的に維持されるべきものである。
- ・ 市町村議会議員年金財政が平成 23 年度に破綻が想定されるなかで、それを回避し、持続的に安定した給付を可能とするための見直し案として A 案及び B 案が示された。
- ・ A 案については、平成の大合併による議員年金財政の悪化について国が果たすべき責務を定めた合併特例法による国の責任を十分に果たさず、それを議員負担及び年金受給者の負担に求めようとして大幅な掛金率の引上げ及び給付の引下げを行おうとするものであり、到底受け入れることはできない。
- ・ B 案については、合併影響分については特例負担金としての激変緩和負担金で措置するものの、なお、掛金の引上げ及び給付の引下げを求めるものである。

平成 14 年及び平成 18 年の法改正により、我々市議会議員にとって掛金の負担及び給付の削減は、もはや限界に達しているものであ

り、さらに負担を求めようとするB案も受け入れることはできない。

- ・ 議員年金制度を今後安定的に維持していくためには、議員年金財政の構造を基本的に見直すべきであり、本会が主張してきたように、他の公的年金制度と同様、議員負担と公費負担の割合を5対5とすることが必要である。

すなわち、合併影響分については、激変緩和負担金により全額措置するとともに、議員負担と公費負担の原則を6対4から5対5とする新たな案により、財源不足額を補填することとし、掛金・特別掛金の引上げ及び給付の引下げは行わないこととすべきである。

- ・ 以上のことから、議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいことは言うまでもないが、仮に地方議会議員の年金制度の廃止を行うこととする場合にあっては、国会議員年金の廃止の例にならうものとし、受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の63%ではなく80%とすべきである。

地方議会議員年金制度検討会の見直し案に対する本会の案（参考）

平成 21 年 12 月 4 日  
全国市議会議長会  
市議会議員共済会

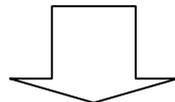
## 地方議会議員年金制度検討会で示された見直し案についての本会の見解

### ○ A案について

- ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分（約 1,883 億円）の 7 割しか措置されず、残りの 3 割を議員負担及び給付の引下げで対応しようとし、市町村合併特例法で定める国の責任を十分に果たしていない。
- ・ 議員負担である掛金率の引上げが 1.5%、特別掛金率の引上げが 5.5%と非常に大きい。

### ○ B案について

- ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分は、全額措置されているものの、議員負担と公費負担の割合 6 対 4 の原則を維持しており、本会の主張に反し、掛金率の引上げ及び給付の引下げが行われている。



本会としては、いずれの案も受け入れられず、今回、新たに案を提案するもの

### 検討会で示された廃止する場合の考え方について

- ・ 地方議会議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいが、仮に地方議会議員の年金制度の廃止を行うこととする場合にあっては、国会議員年金の廃止の例にならうものとし、受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の 63%ではなく 80%とすべきである。

## 地方議会議員年金制度検討会の見直し案に対する本会の案

- 合併影響額については、全額公費負担とする。
- 議員負担と公費負担の割合の原則を 6 対 4 から 5 対 5 とする。
  - ・ 給付水準の引下げは行わない。
  - ・ 掛金・特別掛金の引上げは行わない。
  - ・ 公費負担率を 12%から 16%に引き上げる。
  - ・ 新たに、特別掛金に対する公費負担金を創設し、7.5%とする。
  - ・ 激変緩和負担金については、14%（B案と同じ）とする。

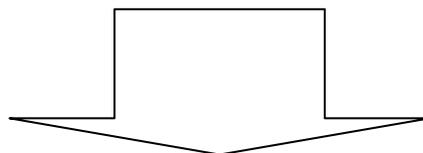
【本会案】	市町村
給付水準	カットなし
掛金	16% → 16% (±0%)
特別掛金	7.5% → 7.5% (±0%)
負担金	12% → 16% (+4.0%)
特別掛金に対する負担金	0% → 7.5% (+7.5%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5% → 14% (+9.5%) ・ 期間を 5 年延長

【給付と負担の見直しによる収支改善効果(H23～H43)】

単位：億円

A案	収支改善効果 (a)=(b)+(c)	収入面の 改善効果 (b)	うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち特別掛金に 対する負担金の 導入による効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	支出面の 改善効果 (c)
			(16%→17.5%→16.5%)	(7.5%→13%→9%)	(12%→14.5%→13%)	(0%)	(4.5%→7.8%→6.8%) (期間を10年延長) (漸減なし)	
市町村	3,351	2,227	228	298	405	0	1,296	1,124 (概ね10%カット)

B案	収支改善効果 (a)=(b)+(c)	収入面の 改善効果 (b)	うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち特別掛金に 対する負担金の 導入による効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	支出面の 改善効果 (c)
			(16%→17%)	(7.5%→10%)	(12%→14%)	(0%)	(4.5%→14%) (期間を5年延長)	
市町村	3,406	2,844	248	234	496	0	1,865	562 (概ね5%カット)



本会案	収支改善効果 (a)=(b)+(c)	収入面の 改善効果 (b)	うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち特別掛金に 対する負担金の 導入による効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	支出面の 改善効果 (c)
			(16%)	(7.5%)	(12%→16%)	(0%→7.5%)	(4.5%→14%) (期間を5年延長)	
市町村	3,560	3,560	0	0	992	703	1,865	0 (カットなし)